

令和8年度 北海道支部事業計画(案)及び広報計画(案)

2026(令和8)年1月 14 日

令和8年度 北海道支部事業計画(案)

【新旧対照表】

I. 基盤的保険者機能の盤石化

大分類	小分類	ページ数
I) 健全な財政運営		4
II) 業務改革の実践と業務品質の向上	① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底	5
	② サービス水準の向上	5-6
	③ 現金給付等の適正化の推進	6-7
	④ レセプト点検の精度向上	7-8
	⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	8-9
III) DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進	i) マイナ保険証による保険診療の周知徹底	9-10
	ii) 電子申請等の推進	10
IV) DX を活用した事業の推進		10-11

II. 戦略的保険者機能の一層の発揮

大分類	中分類	小分類	ページ数
I) データ分析に基づく事業実施	① 医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上		12
	② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用		13
	③ 好事例の横展開	i) 保険者努力重点支援プロジェクト	13
		ii) 地域保険等と協働した事業（地域・職域連携）の推進	13-14
II) 健康づくり	① 保健事業の一層の推進	i) 北海道支部第3期データヘルス計画	14-15
		ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備	15
	② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	i) 被保険者の特定健診実施率の向上	16
		ii) 被扶養者の特定健診実施率の向上	16
		iii) 事業者健診データ取得率の向上	16-17
	③ 特定保健指導実施率及び質の向上	i) 被保険者の特定保健指導実施率の向上	17
		ii) 被扶養者の特定保健指導実施率の向上	18
		iii) 特定保健指導の質の向上	18
	④ 重症化予防対策の推進	i) 未治療者に対する受診勧奨の推進	18-19
		ii) 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業の推進	19

II. 戦略的保険者機能の一層の発揮

大分類	中分類	小分類	ページ数
II) 健康づくり	⑤ コラボヘルスの推進	i) 健康宣言基本モデルの標準化 ii) 宣言事業所の拡大 iii) 健康づくりに関する取組の質の向上 iv) 関係団体との連携強化 v) メンタルヘルス対策の推進 vi) 歯周疾患重症化対策の推進	19 19 20 20 20 20-21
III) 医療費適正化	① 医療資源の適正使用 ② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 ③ インセンティブ制度の周知	i) ジェネリック医薬品の使用促進 ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進 iii) 上手な医療のかかり方 i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ii) 医療提供体制等に係る意見発信 iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信	21 21-22 22-23 23 23-24 24 24
IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	i) 支部広報計画に基づく広報活動の推進 ii) 健康保険委員の委嘱拡大及び活動の活性化		24-25 25

III. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

大分類	小分類	ページ数
I) 人事・組織	① 人事制度の適正な運用 ② 新たな業務のあり方を踏まえた戦略的な人員配置 ③ 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成 ④ 働き方改革の推進 ⑤ 風通しのよい組織づくり	26 26 26 26 27
II) 内部統制等	① 内部統制の強化 ② 個人情報の保護の徹底 ③ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底 ④ 災害等の対応 ⑤ 情報セキュリティ体制の整備 ⑥ 費用対効果を踏まえたコスト削減等	27 27 27 28 28 28

基盤的保険者機能関係

新（令和8年度北海道支部事業計画（案））	旧（令和7年度北海道支部事業計画）
<p>I) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、支部定期広報媒体（ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ、健康保険委員広報誌等）のほか、各種メディアを活用し、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、審議会等において医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約<u>280</u>万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。<u>安定的かつ健全な財政運営は、協会におけるすべての活動（効率的な業務運営、保健事業の推進、医療費適正化、DX化など）の基盤であるとともに、その取組の成果を表す中核的なものであるため、重要度が高い。</u></p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている。<u>しかしながら、保険料収入の将来の推移は予測し難く、保険給付費の継続的な増加や後期高齢者支援金の高止まりが見込まれるなど、先行きは不透明である。</u></p> <p>協会は、日本最大の医療保険者として、加入者4,000万人を擁する健康保険を運営する公的な使命を担っている。大きな経済変動などにより不測の事態が生じたとしても安定した運営を維持し、被用者保険の受け皿としての役割を果たすことが求められる。このため、協会が保険料率を決定するにあたっては、中長期的に安定した財政運営を実現するため、その時々の社会・経済情勢、医療保険全体に与える影響など様々な要素を総合的に考慮した上で、慎重に判断する必要があり、困難度が高い。併せて、決定にあたっては、運営委員会、47の支部評議会での十分な議論を通じて数多くの関係者の理解を得るなど、丁寧なプロセスを経る必要があるため、困難度が高い。</p>	<p>I) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、支部定期広報媒体（ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ、健康保険委員広報誌等）のほか、各種メディアを活用し、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、審議会等において医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約<u>260</u>万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。<u>そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</u></p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている<u>ものの、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</u></p>

新（令和8年度北海道支部事業計画（案））	旧（令和7年度北海道支部事業計画）
<p>II) 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子申請の導入等に対応した事務処理体制を構築することで業務効率化を推進する。 業務量の多寡や優先度に対応するため、すべての職員の多能化を進め、事務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を行うとともに、職員全員が課題を共有し、改善策が提案できるよう組織力の強化を図ることにより、業務品質及び生産性の向上に対する職員の意識改革を促進する。 自動審査状況及び各申請書の返戻理由等を分析し、阻害要因とその対応策を検討のうえ、自動審査率の向上及び業務処理の効率化を図る。 <p>【困難度：高】</p> <p>削除</p> <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に、傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。かつ、平均所要日数7日以内を維持する。 また、療養費(立替、装具)の平均所要日数を10日以内とする。 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、電子申請を促進する。 電子申請の促進に向けて、特に健康保険委員及び社会保険労務士会等に積極的な働きかけを行う。 受電体制を強化するとともに、相談業務の標準化や品質向上を推進する。 	<p>II) 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。 業務量の多寡や優先度に対応するため、すべての職員の多能化を進め、事務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を行うとともに、職員の意識改革を促進する。 自動審査状況等を分析し、事務処理の効率化を図る。 <p>【困難度：高】</p> <p>業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めているところであるが、健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置など制度改正への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。</p> <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に、傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上を推進し、加入者や事業主からの相談・照会について的確に対応する。

新（令和8年度北海道支部事業計画（案））	旧（令和7年度北海道支部事業計画）
<ul style="list-style-type: none"> 電話や窓口による相談で多言語化対応を行うとともに、各種記入の手引きを多言語化するなど、国際化への対応を進める。 「お客様満足度調査」および「お客様の声」<u>を業務に反映させ</u>、更なる加入者サービスの向上に取り組む。 <p>【困難度：高】</p> <p>削除</p> <p>■ KPI</p> <ol style="list-style-type: none"> サービススタンダードの達成状況を<u>100%</u>とする サービススタンダードの平均所要日数<u>7日</u>以内を維持する 現金給付等の申請に係る窓口での受付率を<u>対前年度以下</u>とする <p>■ 支部KPI</p> <p><u>療養費(立替・装具)の平均所要日数を10日以内とする</u></p> <p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>日本年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行い、傷病手当金と障害年金等との適切な調整を実施する。</u> 現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、<u>支給の可否を再確認する</u>。 <u>また、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。</u> 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「お客様満足度調査」や「お客様の声」<u>の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで</u>、更なる加入者サービスの向上に取り組む。 <p>【困難度：高】</p> <p>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し100%達成に努めている。現金給付の申請件数が年々増加しているなか、2023(令和5)年1月のシステム刷新による自動審査の効果や全支部の努力により平均所要日数7日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならず、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：</p> <ol style="list-style-type: none"> サービススタンダードの達成状況を<u>100%</u>とする サービススタンダードの平均所要日数<u>7日</u>以内を維持する 現金給付等の申請に係る窓口での受付率を<u>対前年度以下</u>とする <p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルにもとづき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行う。</u> 現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、事業主への立入検査を実施する<u>など、厳正に対応する</u>。 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。

新（令和8年度北海道支部事業計画（案））	旧（令和7年度北海道支部事業計画）
<ul style="list-style-type: none"> 柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施する。 また、不正が疑われる施術者には、地方厚生局へ情報提供を行う。 あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回な施術の適正化を図るため、加入者及び施術者へ施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。 これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、業務の正確性と迅速性を高めるために研修を実施する。 <u>また、適用徴収及び年金給付等の知識の向上を図る。</u> <p>■ 支部 KPI <u>削除</u></p> <p>④ レセプト点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、システムを最大限に活用した点検を実施する。 <u>また、毎月、自動点検マスタを精緻に更新し、効果的かつ効率的な点検を実施する。</u> <u>削除《文言の整理統合》</u> 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有し、点検員のスキルアップを図るとともに、内容点検効果の高いレセプトを重点的に点検する。 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。 <u>なお、社会保険診療報酬支払基金との協議事項の選定については、点検員全員で検討を行う。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。 また、不正が疑われる施術者は、地方厚生局へ情報提供を行う。 あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。 被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。 これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性と迅速性を高めるために、支部内での研修を実施する。 <p>■ 支部 KPI 被扶養者資格確認リストの提出率を対前年以上とする。(参考：R5 年度 86.2%)</p> <p>④ レセプト点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。 毎月の自動点検マスタの更新により、システムを最大限に活用した点検を実施する。 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等を優先的かつ重点的に審査する。 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことによって、より適正な判断を引き出すとともに、毎月の対面協議の場において、協会の知見をフィードバックする。

新（令和8年度北海道支部事業計画（案））	旧（令和7年度北海道支部事業計画）
<ul style="list-style-type: none"> 外部講師を活用した研修や他支部の査定事例を活用した勉強会等により点検員のスキルアップを図り、内容点検の査定率の向上を目指す。 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等）の進捗について情報共有を図り、再審査（二次審査）の効率化及び内容点検効果の高いレセプトへの重点化を推進する。 資格点検、外傷点検について、システムを最大限に活用し、効果的かつ効率的な点検を実施する。 <p>【困難度：高】 一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。また、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI</p> <ol style="list-style-type: none"> 協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする (※) 査定率=協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 「債権管理・回収計画」を策定・実践し、確実な回収に努める。 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調査決定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、早期回収に向けた取組を着実に実施する。 保険者間調整を積極的に活用するとともに、未納者に対しては、早期の段階から弁護士と連携した催告及び法的手続きを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 全員参加型の勉強会や実務研修に加え、点検事例・手技に関する疑問点について、スキルの高い点検員を活用した解決策の検討を行い、点検員のスキルの底上げを図るとともに、内容点検の更なる質的向上を図る。 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等）の進捗について情報共有を図り、再審査（二次審査）の効率化及び内容点検効果の高いレセプトへの重点化を推進する。 システム改修に伴う自動化が進んでいる資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組むとともに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を踏まえ、効率的かつ柔軟な業務処理体制の構築を図る。 <p>【困難度：高】 一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI</p> <ol style="list-style-type: none"> 協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする (※) 査定率=協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調査決定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。 保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。

新（令和8年度北海道支部事業計画（案））	旧（令和7年度北海道支部事業計画）
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>削除《文言の整理統合》</u> ・ オンライン資格確認を有効に活用させるため、事業主から<u>の加入者の資格関係の早期かつ適正な届出について、日本年金機構と連携し、周知広報を実施する。</u> <p>【困難度：高】</p> <p>削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を<u>対前年度以上</u>とする ■ 支部 KPI <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>過年度返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上</u>とする 2) <u>返納金（資格喪失後受診）回収件数に占める保険者間調整による回収件数の割合を対前年度以上</u>とする <p>III) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</p> <p>i) <u>マイナ保険証による保険診療の周知徹底</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療 DX の基盤である<u>マイナ保険証</u>について、<u>利用率等のデータ分析結果を踏まえてターゲッティングをしながら効果的に、加入者・事業主にマイナ保険証の利用を促進する。</u> ・ 「電子処方箋」については、<u>重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未回収債権について、債務者への催告（文書・電話など）を着実に実施するとともに、対応漏れが発生しないよう、適切な進捗管理を徹底する。 ・ <u>日本年金機構と連携し、オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させる</u>ため、事業所から早期かつ適正な届出<u>が行われるよう</u>、周知広報を実施する。 <p>【困難度：高】</p> <p>返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、保険者間調整※1による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2の拡充により、債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPIを達成することは、困難度が高い。-</p> <p>※1) 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。</p> <p>※2) 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を<u>対前年度以上</u>とする ■ 支部 KPI： <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>過年度返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上</u>とする 2) <u>返納金（資格喪失後受診）回収件数に占める保険者間調整による回収件数の割合を対前年度以上</u>とする <p>III) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</p> <p>i) <u>オンライン資格確認等システムの周知徹底</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療 DX の基盤である<u>オンライン資格確認等システム</u>について、<u>制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。</u>

新（令和8年度北海道支部事業計画（案））	旧（令和7年度北海道支部事業計画）
<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じたマイナンバー登録勧奨を実施する。 マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して<u>効果的な本人照会を実施し正確なマイナンバーの収録を行う。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じたマイナンバー登録勧奨を実施する。 マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して<u>本人照会を実施する。</u>
<p><u>・ 削除《経過措置期間終了等のため》</u></p>	<p>ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅延なく、円滑な発行等に取り組む。 特に、経過措置が終了しても、全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終了前に資格確認書を発行する。
<p>ii) 電子申請等の<u>推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月にスタートした電子申請について、利用率向上のため加入者・事業主及び関係団体等に対して積極的な広報を行う。</u> <u>特に、健康保険委員及び社会保険労務士会については、利用率向上に大きく影響すると考えられることから、より一層の働きかけを強化する。</u> 	<p>iii) 電子申請等の<u>導入</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 2026（令和8）年1月の電子申請等の導入に向けて、加入者や事業主が正確な知識のもと安心して利用できるよう、事業主・加入者に対して幅広く広報を行う。
<p>iii) DXを活用した事業の<u>推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>令和8年1月からスタートするけんぽアプリを、「加入者4,000万人とつながるプラットフォーム」としていくため、次のバージョンアップに向けて、利用者の声や得られたデータを検証しながら、加入者目線に立った検討・取組を進めていくため、利用者の声を本部に発信するほか、利用者増に向けた広報を進める。</u> 	
<p>【重要度：高】</p> <p><u>マイナ保険証は、過去の診療情報や薬剤情報、特定健診結果などが医師・薬剤師において把握できるなどより良い医療につながるとともに、医療従事者の負担軽減にも貢献できる医療DXの基礎となるものであり、加入者にそうしたメリットを伝えてマイナ保険証の利用を促していくことは保険者として力を入れて取り組む必要がある。また、電子申請については、加入者の利便性向上や申請書の誤記入の減少など業務効率化に大きく寄与するものであり、利用を促していく</u></p>	<p>【重要度：高】</p> <p><u>2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により令和7年度末までの電子申請導入が求められていることから、システム構築と申請受付を確実に実行しなければならず、重要度が高い。</u></p>

新（令和8年度北海道支部事業計画（案））	旧（令和7年度北海道支部事業計画）
<p><u>ことは重要度が高い。加えて、けんぽアプリについては、段階的な機能充実を着実に進めていくことで、加入者4,000万人一人ひとりに直接届くサービスや情報提供につながるため、重要度が高い。</u></p> <p><u>【困難度：高】</u></p> <p><u>削除</u></p>	<p><u>【困難度：高】</u></p> <p>経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎える中で、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。</p>

戦略的保険者機能関係

新（令和8年度北海道支部事業計画（案））	旧（令和7年度北海道支部事業計画）
<p>I) データ分析に基づく事業実施</p> <p>① 医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部との連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 <u>また、</u>地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。 分析に際しては、分析の精度を高めるため、地元大学等の有識者からの助言の活用や共同分析等を行う。 北海道が進める「全世代型予防・健康づくり推進事業」（北海道内の国保、後期高齢、協会けんぽが保有するレセプトデータ、健診データ及び介護レセプトデータを総合的に活用した予防・健康づくり事業）により得られた「医療費や健康度の地域差の要因等の分析結果」を活用し、地域差の解消等に向けた<u>各種事業</u>について、各自治体、<u>北海道</u>国民健康保険団体連合会等と連携し進める。 <u>引き続き</u>統計分析研修等の受講や支部間の情報交換及び事例共有を<u>進めるほか、複数の近隣支部の分析担当者による「ブロック別分析体制」への参画を通じて、ブロックで課題やスキル及び取組を共有することにより担当者の能力の底上げを図るとともに、担当者が分担・協力して設定した課題や各支部保有の課題に対する分析を実施、実践に生かすことにより、調査研究体制の<u>更なる</u>充実を図る。</u> 「調査研究フォーラム」での発表及び調査研究報告書への寄稿を通じて、支部で取り組む調査研究について、内外に広く発信する。 <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p><u>削除</u></p>	<p>I) データ分析に基づく事業実施</p> <p>① 医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部との連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 <u>なお、</u>地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。 分析に際しては、分析の精度を高めるため、地元大学等の有識者からの助言の活用や共同分析等を行う。 北海道が進める「全世代型予防・健康づくり推進事業」（北海道内の国保、後期高齢、協会けんぽが保有するレセプトデータ、健診データ及び介護レセプトデータを総合的に活用した予防・健康づくり事業）により得られた「医療費や健康度の地域差の要因等の分析結果」を活用し、地域差の解消等に向けた事業について、各自治体、国民健康保険団体連合会等と連携し、<u>各種事業</u>を進める。 統計分析研修等の受講や支部間の情報交換や事例共有を通じて<u>人材育成を</u>進め、調査研究体制の充実化及び職員の分析能力の更なる向上を図る。 「調査研究フォーラム」での発表及び調査研究報告書への寄稿を通じて、支部で取り組む調査研究について、内外に広く発信する。 <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の知見等について、協会の事業へ適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。</p>

新（令和8年度北海道支部事業計画（案））	旧（令和7年度北海道支部事業計画）
<p>② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会が保有している医療費・健診データ等について、居住地・業態等別の分析が可能という優位性を活かして外部有識者の知見を活用した調査研究を実施する。 また、当該研究成果等を踏まえ、新たな事業の実施に向けた検討を進める。 <p><u>・ 削除《後述「③好事例の横展開」と整理統合》</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 「北海道医療大学との共同研究（歯周病と生活習慣病等の関連性に関する研究）」については、「歯科受療行動と検診結果等の関連性」をテーマに実施し、得られた成果に基づいた事業を引き続き実施する。 <p>【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 <u>削除</u></p> <p>③ 好事例の横展開</p> <p>i) <u>保険者努力重点支援プロジェクト</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 外部有識者からの助言を踏まえデータ分析、事業企画、事業評価等を本部とプロジェクト対象3支部（北海道、徳島、佐賀）が連携して検討・実施する「保険者努力重点支援プロジェクト」について、これまでの事業評価等を踏まえ、効果をさらに高めるための検討・改善を図りつつ事業を継続する。 <p>ii) <u>地域保険等と協働した事業（地域・職域連携）の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険中央会、北海道国民健康保険団体連合会、新ひだか町（モデル町）及び本部と連携し、令和7年度下期に開始した保健事業等に関するモデル事業（地域保険と連携したモデル事業）について、着実に進める。 	<p>② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会が保有している医療費・健診データ等について、居住地・業態等別の分析が可能という優位性を活かして外部有識者の知見を活用した調査研究を実施する。 また、当該研究成果等を踏まえた上で、新たな事業の実施に向けた検討を進める。 <ul style="list-style-type: none"> データ分析や事業企画等を本部と支部が連携して検討・実施する「保険者努力重点支援プロジェクト」について、医療・公衆衛生・健康づくり等に精通した外部有識者（地域アドバイザー）の助言を得ながら、事業を展開する。 また、事業内容については、保険者協議会などを活用し、意見発信を行う。 「北海道医療大学との共同研究（歯周病と生活習慣病等の関連性に関する研究）」については、「歯科受療行動と健診結果等の関連性」をテーマに実施し、得られた成果に基づいた事業を引き続き実施する。 <p>【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 外部有識者の研究成果について、協会の事業へ適切に反映させるためには、統計・データ分析・医療・保健等に関する外部有識者との専門的な議論や、進捗確認・研究への助言を行う必要もあることから困難度が高い。</p>

新（令和8年度北海道支部事業計画（案））	旧（令和7年度北海道支部事業計画）
<p>また、地域・職域連携の一層の推進に向けて、北海道国民健康保険団体連合会等と連携し、北海道が進める「全世代型予防・健康づくり推進事業」を活用しながらモデル事業の更なる拡大を目指すとともに、地域保険と協働して実施する事業のより効果的かつ効率的な手法なノウハウ、好事例の収集にも努める。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、医療費上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>また、支部が地域保険と協働して事業を実施することは、被用者保険と地域保険の垣根を越えて連携することにより地域住民全体の健康度の向上に寄与しようとするものであり、その横展開を図ることの意義は大きい。</p> <p>II) 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、2024（令和6）年度からスタートした第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。 なお、6か年間計画である第3期保健事業実施計画の前半最後の年度であることから、終了時点（令和11年度末）に達成する目標（健康課題を踏まえた検査値等の改善目標）を確実に達成できるよう中間評価を行い、後半期（令和9～11年）の実行計画をより実効性の高い計画とする。 <p>i) 北海道支部第3期データヘルス計画</p> <p>【対策を進めるべき重大な疾患】（10年以上経過後に達するゴール）</p> <ul style="list-style-type: none"> 肺がん（北海道の肺がんによる75歳未満年齢調整死亡率低下） <p>【6年後に達成する目標】（健康課題を踏まえた検査値の改善等の目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道居住の被保険者・被扶養者の喫煙率 1.83%減 [R4年度 34.68% → R11年度 32.85%] <p>【喫煙率の減少に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「保険者努力重点支援プロジェクト」に基づく事業として実施している「喫煙習慣のある加入者に対する禁煙勧奨通知送付事業」について、これまでの事業評価等を踏まえ、効果をさらに高めるための検討・改善を図りつつ事業を継続する。 	<p>II) 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、2024（令和6）年度からスタートした第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。 <p>i) 北海道支部第3期データヘルス計画</p> <p>【対策を進めるべき重大な疾患】（10年以上経過後に達するゴール）</p> <ul style="list-style-type: none"> 肺がん（北海道の肺がんによる75歳未満年齢調整死亡率低下） <p>【6年後に達成する目標】（健康課題を踏まえた検査値の改善等の目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道居住の被保険者・被扶養者の喫煙率 1.83%減 [R4年度 34.68% → R11年度 32.85%] <p>【喫煙率の減少に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「重点支援プロジェクト」の継続的な取り組みとして、2024（令和6）年度に引き続き禁煙勧奨通知（喫煙の有害性に焦点を当てるのではなく禁煙のメリットに焦点を当てた通知）を送付し、健康リスクの理解度向上を図ることを通じて禁煙を促す。

新（令和8年度北海道支部事業計画（案））	旧（令和7年度北海道支部事業計画）
<p>また、通知対象者の具体的な行動変容<u>を後押し</u>するため、禁煙<u>支援</u>に関する地域資源（地域の禁煙外来等）を積極的に案内できるよう、自治体等との共同実施や連携<u>の充実</u>を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診の問診時に、喫煙者に対し医師による簡易禁煙指導を行う。医師から厚生労働省のマニュアルに準じて、おおむね5分程度の直接指導を実施することで、禁煙に向けた具体的な行動変容を促す。 <u>また、取組の効果をさらに高めるため、簡易禁煙指導実施機関における好事例を収集し、横展開を図る。</u> 職場単位で禁煙に取り組むことが可能なサービス（事業所向けの禁煙・喫煙対策プログラム）を提供する。事業所によって異なる課題に幅広く対応するため複数のプログラムを提供し、禁煙への取り組みを促す。 <u>さらに、これまでに複数回開催した</u>職場における分煙及び禁煙の推進策をテーマとしたセミナーについては、セミナー参加者等から寄せられた意見や職場ごとの課題に対応できる実践的な手法等を提供する場として、引き続き国立がん研究センターと連携し開催する。 特定保健指導の対象者が喫煙者の場合は、実施時に禁煙指導を確実に行い、禁煙への支援を強化する。 <p>■ 支部 KPI 北海道支部加入者の喫煙率について、<u>33.7%</u>以下とする</p> <p>ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>契約保健師及び管理栄養士が担うべき役割を踏まえて、特定保健指導はもとより、北海道の実情に応じて必要な保健事業の取組を進める。</u> <u>地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGs の視点を踏まえ、他支部におけるノウハウ等も活用し小学生等への健康教育に取り組む。</u> 	<p>また、通知対象者の具体的な行動変容<u>に資する</u>ため、禁煙に関する地域資源を積極的に案内できるよう、<u>新たな</u>自治体等との共同実施や連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診の問診時に、喫煙者に対し医師による簡易禁煙指導を行う。医師から厚生労働省のマニュアルに準じて、おおむね5分程度の直接指導を実施することで、禁煙に向けた具体的な行動変容を促す。 職場単位で禁煙に取り組むことが可能なサービス（事業所向けの禁煙・喫煙対策プログラム）を提供する。事業所によって異なる課題に幅広く対応するため複数のプログラムを提供し、禁煙への取り組みを促す。 2024（令和6）年度に実施した職場における分煙及び禁煙の推進策をメインテーマとしたセミナー<u>を発展させ、国立がん研究センターと連携した事業所担当者向けのより実践的な研修を開催する。</u> 特定保健指導の対象者が喫煙者の場合は、実施時に禁煙指導を確実に行い、禁煙への支援を強化する。 <p>■ 支部 KPI 北海道支部加入者の喫煙率について、<u>33.9%</u>以下とする</p> <p>ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> SDGs の視点も踏まえ、小学生等への健康教育に取り組む<u>基盤を整備すべく</u>、地方自治体や教育委員会等との関係構築を図る。 <p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p>

新（令和8年度北海道支部事業計画（案））	旧（令和7年度北海道支部事業計画）
<p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>i) 被保険者の特定健診実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけことで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。 <p><u>・ 被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、20・25・30歳の若年者への対象拡大に加え、人間ドック健診の創設も踏まえ、関係団体などの協力を得ながら受診勧奨等の取組を推進する。</u></p> <p><u>また、人間ドック健診の補助開始を契機として、健診機関数の拡大や各健診機関における協会加入者の受け入れ拡大に向けた働きかけも促進する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診の受診機会を確保するため加入者の受診状況やニーズを把握した上で、対象となる地域の生活習慣病予防健診実施機関の新規契約に向けた交渉を実施する。 ・ 新規適用事業所への生活習慣病予防健診の周知のための電話勧奨のほか、受診が確認できない任意継続被保険者への勧奨を実施する。 <p>ii) 被扶養者の特定健診実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被扶養者に対する特定健診について、市区町村におけるがん検診との同時実施等の施策を推進し、実施率の向上を図る。 ・ 被扶養者の特定健診や特定保健指導の大半を占める、協会けんぽ主催の無料特定健診について、受診状況から開催地域や開催時期等を見直し、受診者数の増加を図る。 <p><u>また、健康保持・増進を目的として、緑内障等失明に繋がる重大な病気の早期発見のための「眼底検査」などを集団健診時のオプション健診として実施する。</u></p> <p>iii) 事業者健診データ取得率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の健診受診先から効率的に健診データの取得を行うとともに、健診データ作成未契約の健診機関に対しては契約勧奨を実施する。 <p><u>また、健診受診先が健診データの作成ができない場合に事業所に求める健診結果表の写しの提出依頼を強化する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者健診データの取得促進に向けて、北海道労働局、北海道厚生局、北海道との連名文書によるデータの提供依頼を実施する。 	<p>i) 被保険者の特定健診実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけことで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。</u> <p><u>また、自己負担の軽減や付加健診の対象年齢の拡大等も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診の受診機会を確保するため加入者の受診状況やニーズを把握した上で、対象となる地域の生活習慣病予防健診実施機関の新規契約に向けた交渉を実施する。 ・ 新規適用事業所への生活習慣病予防健診の周知のための電話勧奨のほか、受診が確認できない任意継続被保険者への勧奨を実施する。 <p>ii) 被扶養者の特定健診実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被扶養者に対する特定健診について、市区町村におけるがん検診との同時実施等の施策を推進し、実施率の向上を図る。 ・ 被扶養者の特定健診や特定保健指導の大半を占める、協会けんぽ主催の無料特定健診について、受診状況から開催地域や開催時期等を見直し、受診者数の増加を図る。 <p><u>また、健康保持・増進を目的として、歯科疾患の早期発見・重症化予防を図るための「歯科検診」などを集団健診時のオプション健診として実施する。</u></p> <p>iii) 事業者健診データ取得率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の健診受診先から効率的に健診データの取得を行うとともに、健診データ作成未契約の健診機関に対しては契約勧奨を実施する。 <p><u>また、健診受診先が健診データの作成ができない場合に事業所に求める健診結果表の写しの提出依頼を強化する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者健診データの取得促進に向けて、北海道労働局、北海道厚生局、北海道との連名文書によるデータの提供依頼を実施する。

新（令和8年度北海道支部事業計画（案））	旧（令和7年度北海道支部事業計画）
<p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 健診実施者数（事業者健診データ取得者数を含む）を<u>対前年度以上</u>とする 2) 生活習慣病予防健診実施率を <u>60.0%</u>以上とする 3) 事業者健診データ取得率を <u>13.8%</u>以上とする 4) 被扶養者の特定健診実施率を <u>26.1%</u>以上とする <p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上</p> <p>i) 被保険者の特定保健指導実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2022（令和4）年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 ・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。 ・ <u>人間ドック健診の補助開始をはじめとした健診体系の見直しを契機とし、特定保健指導の一層の実施率向上や実施機関の拡大を図る。</u> ・ 質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。 <p>特に、<u>人間ドック健診において健診当日に特定保健指導の対象に該当した者については、着実に特定保健指導の実施に繋げる。</u></p>	<p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 健診実施者数（事業者健診データ取得者数を含む）を<u>対前年度以上</u>とする 2) 生活習慣病予防健診実施率を <u>57.7%</u>以上とする 3) 事業者健診データ取得率を <u>13.8%</u>以上とする 4) 被扶養者の特定健診実施率を <u>25.7%</u>以上とする <p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上</p> <p>i) 被保険者の特定保健指導実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2022（令和4）年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 ・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。 <p>・ 質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。</p>

新（令和8年度北海道支部事業計画（案））	旧（令和7年度北海道支部事業計画）
<p>ii) 被扶養者の特定保健指導実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会が主催する無料特定健診の会場において、情報通信技術も活用して特定保健指導を実施する。 <p>iii) 特定保健指導の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2cm体重2kg減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1cm体重1kg減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進する。 支部保健指導者や外部委託機関の保健指導者を対象とした研修会を開催し、中断率改善や情報通信技術を活用した面談時の工夫など、保健指導者間の好事例の共有を図る。 <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：</p> <ol style="list-style-type: none"> 特定保健指導実績評価者数を対前年度以上とする 被保険者の特定保健指導実施率を <u>21.5%</u>以上とする 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>24.6%</u>以上とする <p>④ 重症化予防対策の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 未治療者に対する受診勧奨の推進 <ul style="list-style-type: none"> 血圧・血糖・脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。 	<p>ii) 被扶養者の特定保健指導実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会が主催する無料特定健診の会場において、情報通信技術も活用して特定保健指導を実施する。 <p>iii) 特定保健指導の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進する。 支部保健指導者や外部委託機関の保健指導者を対象とした研修会を開催し、中断率改善や情報通信技術を活用した面談時の工夫など、保健指導者間の好事例の共有を図る。 <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：</p> <ol style="list-style-type: none"> 特定保健指導実績評価者数を対前年度以上とする 被保険者の特定保健指導実施率を <u>18.5%</u>以上とする 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>22.1%</u>以上とする <p>④ 重症化予防対策の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 未治療者に対する受診勧奨の推進 <ul style="list-style-type: none"> 血圧・血糖・脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。

新（令和8年度北海道支部事業計画（案））	旧（令和7年度北海道支部事業計画）
<ul style="list-style-type: none"> 健診受診当日または後日に、健診実施機関の医療従事者による要検査に該当する者への受診勧奨を実施する。 また、確実な受診につなげるために事後の受診確認を実施する。 <u>胸部エックス線の検査項目において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を実施する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 健診受診当日または後日に、健診実施機関の医療従事者による要検査に該当する者への受診勧奨を実施する。 また、確実な受診につなげるために事後の受診確認を実施する。
ii) 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> 糖尿病重症化予防の取組が充実している地域の健診結果を活用し、治療を中断していると判断できる者に対して、地域医師会等と連携のうえ文書による受診再開勧奨を実施する。 	ii) 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> 糖尿病重症化予防の取組が充実している地域の健診結果を活用し、治療を中断していると判断できる者に対して、地域医師会等と連携のうえ文書による受診再開勧奨を実施する。
<p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。</p>	<p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。</p>
<p>■ KPI</p> <p>血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合 <u>(※)</u> を対前年度以上とする <u>(※) 胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</u></p>	<p>■ KPI</p> <p>血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする</p>
⑤ コラボヘルスの推進 i) 健康宣言基本モデルの標準化 <ul style="list-style-type: none"> 健康宣言事業所 <u>（以下「宣言事業所」という。）</u>における健康づくりの取組の質を担保するため、<u>2025（令和7）年度に達成した「プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）」を土台に</u>、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。 ii) 宣言事業所の拡大 <ul style="list-style-type: none"> 宣言事業所数の拡大においては、<u>「健康宣言はオール北海道で取り組んでいること」</u>を訴求するため、行政、経済団体及び連携協定を締結している自治体との連名による文書勧奨<u>を実施するほか、訪問による勧奨も実施する。</u> 	⑤ コラボヘルスの推進 i) 健康宣言基本モデルの標準化 <ul style="list-style-type: none"> 健康宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。 ii) 宣言事業所の拡大 <ul style="list-style-type: none"> 健康宣言事業所数の拡大においては、オール北海道で取り組んでいることを訴求するため、行政、経済団体及び連携協定を締結している自治体との連名による文書勧奨、ならびに訪問による勧奨を実施する。

新（令和8年度北海道支部事業計画（案））	旧（令和7年度北海道支部事業計画）
iii) 健康づくりに関する取組の質の向上	iii) 健康づくりに関する取組の質の向上
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>宣言事業所に提供するフォローアップメニューについて、宣言事業所が独自に設定して取り組む4つの健康プラン（①食生活・栄養、②運動の推進、③喫煙対策、④メンタルヘルス対策）それに対応が可能となるよう充実を図るほか、事業主との直接の対話等を通じた事業所ごとの健康課題の解決に向けたフォローアップも実施する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宣言事業所が独自に設定して取り組む4つの健康プラン（①食生活・栄養、②運動の推進、③喫煙対策、④メンタルヘルス対策）それに対応が可能となるようメニューを充実させることでフォローアップを図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 宣言事業所を対象とした広報誌を活用し、「セミナーの開催案内」「自治体、連携企業からの情報提供」「好事例の横展開」など、健康経営の実践において必要な、多彩な情報を発信することを通じて、宣言事業所の参加意識向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宣言事業所を対象とした広報誌を活用し、「セミナーの開催案内」「自治体、連携企業からの情報提供」「好事例の横展開」など、健康経営の実践において必要な、多彩な情報を発信することを通じて、宣言事業所の参加意識向上を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、睡眠<u>や女性の健康</u>など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等を検討・実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等を検討・実施する。
iv) 関係団体との連携強化	iv) 関係団体との連携強化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政、経済団体及び連携協定を締結している民間企業等との協働による「健康経営セミナー」の開催などを通じて、健康事業所宣言の普及促進及び健康づくりの取組の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政、経済団体及び連携協定を締結している民間企業等との協働による「健康経営セミナー」を開催し、健康事業所宣言の普及促進を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体等と連携した取組について、都道府県や市区町村の健康増進計画等も踏まえ推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体等と連携した取組について、都道府県や市区町村の健康増進計画等も踏まえ推進する。
v) メンタルヘルス対策の推進	v) メンタルヘルス対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場におけるメンタルヘルス対策等をテーマとした「健康づくり講演会」を開催するなど、北海道産業保健総合支援センターや事業所等と連携した予防対策を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場におけるメンタルヘルス対策等をテーマとした「健康づくり講演会」を開催するなど、北海道産業保健総合支援センターや事業所等と連携した予防対策を推進する。
vi) 歯周疾患重症化対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>北海道、北海道歯科医師会、宣言事業所と連携し「自覚症状があり、かつ歯科未受診者」を対象とした歯科検診を実施する。</u> 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>喫煙習慣、代謝リスク等にも着目した重症化予防対策について検討・実施する。</u> 	
【重要度：高】	【重要度：高】
超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面し	超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面し

新（令和8年度北海道支部事業計画（案））	旧（令和7年度北海道支部事業計画）
<p>ている中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 15 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI 健康宣言事業所数を <u>3,590 事業所（※）以上</u>とする (※) 標準化された健康宣言の事業所数</p> <p>III) 医療費適正化 ① 医療資源の適正使用 i) ジェネリック医薬品の使用促進 ・ 支部のジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)は、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」で定められた 80%以上の水準まで達しているため、この水準を維持・向上できるよう、地域実情に応じた使用促進に取り組む。 また、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合<u>向上に向けて、データ分析による課題把握を行った上で</u>更なる使用促進を図る。 ・ <u>加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む。</u> ・ 医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、北海道の医療費適正化計画（第4期）に基づき保険者協議会等で共有される情報からその導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じて<u>データを活用した関係者への働きかけに取り組む。</u> ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進 ・ <u>削除（文言の整理統合）</u></p>	<p>ている中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 15 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI 健康宣言事業所数を <u>3,520 事業所（※）以上</u>とする (※) 標準化された健康宣言の事業所数<u>及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</u></p> <p>III) 医療費適正化 ① 医療資源の適正使用 i) ジェネリック医薬品の使用促進 ・ ジェネリック医薬品使用割合が、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」で定められた 80%以上の水準まで達しているため、<u>使用割合が</u>この水準を維持・向上できるよう、実情に応じた使用促進に取り組む。 また、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合の<u>数値目標が国から示されたことを踏まえつつ</u>、更なる使用促進を図る。</p> <p>・ 医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、北海道の医療費適正化計画（第4期）に基づき保険者協議会等で共有される情報からその導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じて保険者としてできる取組を推進する。</p> <p>・ ジェネリック医薬品の供給不足が解消に向かっていることを確認しつつ、本部で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、個別の医療機関・薬局に対する働きかけを行う。</p> <p>ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進 ・ 全支部に展開される 2024（令和6）年度パイロット事業結果も踏まえ、バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。</p>

新（令和8年度北海道支部事業計画（案））	旧（令和7年度北海道支部事業計画）
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国の方針（※）を踏まえ、バイオシミラーの使用促進を図るため、医療費データをもとに、地域や医療機関別などの複数の分析軸でバイオシミラー使用状況を分析し、その分析結果をもとに医療機関や関係団体への働きかけを行う。</u> <u>(※)「2029（令和11）年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す」</u> ・ 保険者協議会等で共有される情報に基づき関係団体と緊密に連携し、関係者から理解を得られるよう取り組んでいく。 <p>iii) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、保険者協議会等で共有される地域の実態を踏まえ加入者への周知・啓発を図る。 <u>また、OTC医薬品等について正確に理解いただけるよう、OTC類似薬の処方を受けている加入者を対象とした広報等を検討・実施する。</u> ・ ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、保険者協議会等において共有される情報を踏まえたデータ分析に基づき実態等を把握する。 <u>医療関係者との関係性を構築し、医療関係者への情報提供を行うとともに、加入者への周知・啓発を図る。</u> <p>i) ~ iii) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>国の後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>バイオシミラーの使用促進のためには、保険者協議会等で共有される情報に基づき関係団体と緊密に連携し、関係者から理解を得られるよう取り組んでいく。</u> <p>iii) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、保険者協議会等で共有される地域の実態を踏まえ加入者への周知・啓発を図る。 ・ ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、保険者協議会等において共有される情報を踏まえたデータ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。 <p>i) ~ iii) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>国の後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。</p>

新（令和8年度北海道支部事業計画（案））	旧（令和7年度北海道支部事業計画）
<p><u>経済財政運営と改革の基本方針 2025</u> で「医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラリを普及する」ことが明記されたことから、フォーミュラリの取組を進めることは重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI</p> <p>1) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を、年度末時点で<u>対前年度以上</u>とする （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする</p> <p>2) 削除（令和7年度限りのKPIのため）</p> <p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、北海道の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、保険者協議会とも連携して、積極的に意見発信を行う。 <p>ii) 医療提供体制等に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、<u>健康増進計画に基づく健康づくりに関する都道府県の会議</u>や医療費適正化に関する会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流入出状況等）や国・北海道等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 	<p>【困難度：高】</p> <p>ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI</p> <p>1) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を、年度末時点で<u>対前年度以上</u>とする （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする</p> <p>2) バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。</p> <p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、北海道の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、保険者協議会とも連携して、積極的に意見発信を行う。 <p>ii) 医療提供体制等に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、<u>健康づくりや医療費適正化に関する会議</u>において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流入出状況等）や国・北海道等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

新（令和8年度北海道支部事業計画（案））	旧（令和7年度北海道支部事業計画）
<ul style="list-style-type: none"> 都道府県において策定される新たな地域医療構想については、医療機関機能や外来医療、在宅医療、介護との連携等の検討事項に関して、保険者協議会を中心とした保険者間で連携し、地域医療構想調整会議において意見発信を行う。 	
<p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道医療審議会や地域医療構想調整会議等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を積極的に行う。 	<p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道医療審議会や地域医療構想調整会議等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を積極的に行う。
<p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p>	<p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p>
<p>③ インセンティブ制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 2021（令和3）年度に見直しが行われたインセンティブ制度について、加入者及び事業主に「自分ごと」として考えていただき、評価指標である「健診受診・特定保健指導の実施」などの行動変容が、保険料率低下につながることへの訴求を高めるため、より効果的な広報を検討・実施するとともに、定期広報媒体のほか、SNS や各種セミナーの場を活用し、年間を通じた広報を行う。 	<p>③ インセンティブ制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 2021（令和3）年度に見直しが行われたインセンティブ制度について、加入者及び事業主に「自分ごと」として考えていただき、評価指標である「健診受診・特定保健指導の実施」などの行動変容が、保険料率低下につながることへの訴求を高めるため、より効果的な広報を検討・実施するとともに、定期広報媒体のほか、SNS や各種セミナーの場を活用し、年間を通じた広報を行う。
<p>IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <p>i) 支部広報計画に基づく広報活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「支部広報計画」を策定し、以下のとおり実施する。 <ol style="list-style-type: none"> 加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する 地域・職域特性を踏まえた広報を実施する 評価・検証・改善のプロセス（PDCA サイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。 特に、最重点広報テーマの「令和9年度保険料率改定」、「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」、「健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり」、「電 	<p>IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <p>i) 支部広報計画に基づく広報活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「支部広報計画」を策定し、以下のとおり実施する。 <ol style="list-style-type: none"> 加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する 地域・職域特性を踏まえた広報を実施する 評価・検証・改善のプロセス（PDCA サイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく 特に、最重点広報テーマの「令和8年度保険料率改定」、「健診体系の見直し」（現役世代への健診事業の拡充）について、加入者・事業主の一層の理解を得ていけるよう、広報内容や方法

新（令和8年度北海道支部事業計画（案））	旧（令和7年度北海道支部事業計画）
<p><u>子申請・けんぽアプリの利用促進</u>について、加入者・事業主の一層の理解を得ていけるよう、広報内容や方法を工夫の上、本部・支部で一体的・積極的に広報を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国で一律に周知すべき内容を中心とした広報に加えて、Web 広告や SNS（X、YouTube など）の活用による、若年層をはじめとした幅広い世代への情報発信のほか、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。 <p><u>また、加入者へ直接届けることができる媒体である SNS（LINE）やけんぽアプリ、メールマガジンの活用に取り組む。</u></p>	<p>を工夫の上、本部・支部で一体的・積極的に広報を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国で一律に周知すべき内容を中心とした広報に加えて、Web 広告や SNS（X、LINE など）の活用による、若年層をはじめとした幅広い世代への情報発信のほか、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。
<p>ii) 健康保険委員の委嘱拡大及び活動の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険委員の委嘱拡大に取り組むとともに、<u>健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について研修会等を通じて情報提供を行い、健康保険委員の活動を支えるほか、更なる活動の活性化に向けた取組について検討する。</u> <p><u>また、電子申請やけんぽアプリ利用者拡大に向け、健康保険委員を通じた広報を強化する。</u></p>	<p>ii) 健康保険委員の委嘱拡大及び活動の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、<u>健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。</u> <p><u>また、更に健康保険委員の活動を活性化させる取組について検討する。</u></p>
<p>■ KPI</p> <ol style="list-style-type: none"> SNS（LINE 公式アカウント）を運用し、毎月<u>2回以上</u>情報発信を行う 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を<u>44.1%以上</u>とするとともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を<u>前年度以上</u>とする。 	<p>■ KPI</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>全支部で</u> SNS（LINE 公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を<u>44.0%以上</u>とするとともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を<u>前年度以上</u>とする。

保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

新（令和8年度北海道支部事業計画（案））	旧（令和7年度北海道支部事業計画）
<p>I) 人事・組織</p> <p>① 人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。 ・ 削除（令和7年度限りの施策のため） <p>② 新たな業務のあり方を踏まえた戦略的な人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略的保険者機能の強化を踏まえた適正な人員配置を進める。 <p>③ 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員のキャリア形成を計画的に行う観点から、未経験の業務を経験する機会を拡大すること等を通じて職員の成長を促し、更なる保険者機能の発揮に向けた人材を育成する。 ・ 支部の課題解消に向けた研修を行う。 また、e ラーニングによる研修を確実に受講させるとともに、結果を分析しフォローすることにより、人材を育成する。 <p>④ 働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした働き方改革を推進する。 	<p>I) 人事・組織</p> <p>① 人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。 ・ 職員の能力・適性に応じた働き方ができるよう人事制度の見直しが予定されており、職員への制度説明等の機会を通じて協会の理念を実現する職員の育成を推進する。 <p>② 新たな業務のあり方を踏まえた適正な人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本・支部の人員配置数の見直しが予定されており、見直し後は、戦略的保険者機能の強化を踏まえた適正な人員配置を進める。 <p>③ 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員のキャリア形成を計画的に行う観点から、未経験の業務を経験する機会を拡大すること等を通じて職員の成長を促し、更なる保険者機能の発揮に向けた人材を育成する。 ・ 組織の現状を職場環境アンケート等で把握したうえで、課題の解消に向けた研修を行う。 また、e ラーニングによる研修を確実に受講させるとともに、結果を分析しフォローすることにより、人材を育成する。 <p>④ 働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、働き方改革を推進する。 特に健康経営推進のために、以下の取組を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> i) 健診結果が有所見であった職員に対して二次健診や保健指導の受診勧奨 ii) 運動と食事に関する職員の意識向上及び行動変容を促す機会の創出 iii) 職員のヘルスリテラシーの向上を目的とした研修の実施 iv) 労働時間の適正化や、育児・介護・治療と仕事の両立支援を図ることにより、ワークライフバランスを推進し、多様な人材が活躍できる環境を整備

新（令和8年度北海道支部事業計画（案））	旧（令和7年度北海道支部事業計画）
<p>⑤ 風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。 <p>II) 内部統制等</p> <p>① 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、作成したリスクマップを活用して、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を<u>進める</u>。 的確な業務遂行のため、内部監査や自主点検を契機として、目的や根拠規程に基づいて業務を進めることの重要性の理解と定着化を図る。 採用時研修や e ラーニングによる研修により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で、常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。 <p>② 個人情報の保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する e ラーニングによる研修を確実に実施させる。 <u>リスク管理委員会の開催を通じて個人情報保護管理体制等について検討を行い</u>、個人情報の保護の徹底を図る。 <p>③ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する e ラーニングによる研修等を確実に実施させることにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 <u>リスク管理委員会の開催を通じてコンプライアンスの推進について検討を行い、各々の課題に即した取組を実施する。</u> 	<p>⑤ 風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。 <p>II) 内部統制等</p> <p>① 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、作成したリスクマップを活用して、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を<u>拡充する</u>。 的確な業務遂行のため、内部監査や自主点検を契機として、目的や根拠規程に基づいて業務を進めることの重要性の理解と定着化を図る。 採用時研修や e ラーニングによる研修により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で、常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。 <p>② 個人情報の保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する e ラーニングによる研修を確実に実施させる。 <u>個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて</u>、個人情報の保護の徹底を図る。 <p>③ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する e ラーニングによる研修等を確実に実施させることにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 <u>コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。</u>

新（令和8年度北海道支部事業計画（案））	旧（令和7年度北海道支部事業計画）
<p>④ 災害等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模自然災害等に備え、緊急時の連絡体制等について定期的に安否確認訓練を実施するとともに、災害発生時に必要な行動等を記した初動対応マニュアルの周知、理解を図る。 	<p>④ 災害等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模自然災害等に備え、緊急時の連絡体制等について定期的に安否確認訓練を実施するとともに、災害発生時に必要な行動等を記した初動対応マニュアルの周知、理解を図る。
<p>⑤ 情報セキュリティ体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所及び加入者等の個人情報を確実に保護するため、全職員に情報セキュリティに関するeラーニングによる研修等を確実に実施させるとともに、結果を分析しフォローすることで人的対策を図る。 	<p>⑤ 情報セキュリティ体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所及び加入者等の個人情報を確実に保護するため、全職員に情報セキュリティに関するeラーニングによる研修等を確実に実施させるとともに、結果を分析しフォローすることで人的対策を図る。
<p>⑥ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 調達に当たっては一般競争入札を原則とする。 また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努めるとともに、次回の調達改善に繋げる。 少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>■ KPI 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、<u>15%以下</u>とする</p>	<p>⑥ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 調達に当たって、<u>100万円を超える調達</u>は一般競争入札を原則とする。 また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努めるとともに、次回の調達改善に繋げる。 少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>■ KPI 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、<u>15%以下</u>とする</p>

**令和8年度 北海道支部事業計画
重要業績指標（KPI）一覧表**

基盤的保険者機能関係

具体的施策	令和8年度 KPI	(令和7年度 KPI)	令和6年度実績
II) 業務改革の実践と業務品質の向上 ②サービス水準の向上	1) サービススタンダード達成状況を100%とする 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する 3) 現金給付等の申請に係る窓口での受付率を対前年度以下とする 4) 療養費（立替・装具）の平均所要日数を10日以内とする【支部独自のKPI】【新設】	1) 100% 2) 7日以内を維持 3) 窓口での受付率を対前年度以下 4) -	1) 100% 2) -（令和7年度より設定） 3) （参考：郵送化率94.4%） 4) -
④レセプト点検の精度向上	1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする ※) 査定率=協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	1) 対前年度以上 2) 対前年度以上	1) 0.274% 2) 13,522円
⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	1) 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする 2) 過年度返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする 【支部独自のKPI】 3) 返納金（資格喪失後受診）回収件数に占める保険者間調整による回収件数の割合を対前年度以上とする【支部独自のKPI】	1) 対前年度以上 2) 対前年度以上 3) 対前年度以上	1) 69.19% 2) -（令和7年度より設定） 3) -（令和7年度より設定）

戦略的保険者機能関係

具体的施策	令和8年度 KPI	(令和7年度 KPI)	令和6年度実績
II) 健康づくり ①保健事業の一層の推進	<ul style="list-style-type: none"> 北海道支部加入者の喫煙率について、<u>33.7%以下</u>とする【支部独自の KPI】 	・ 33.9%	・ 34.7%
②特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	<ol style="list-style-type: none"> 健診実施者数（事業者健診データ取得者数を含む）を対前年度以上とする 生活習慣病予防健診実施率を <u>60.0%以上</u>とする 事業者健診データ取得率を <u>13.8%以上</u>とする 被扶養者の特定健診実施率を <u>26.1%以上</u>とする 	<ol style="list-style-type: none"> 対前年度以上 57.7%以上 13.8%以上 25.7%以上 	<ol style="list-style-type: none"> 533,616 人 53.1% 12.4% 22.1%
③特定保健指導実施率及び質の向上	<ol style="list-style-type: none"> 特定保健指導実績評価者数を対前年度以上とする 被保険者の特定保健指導実施率を <u>21.5%以上</u>とする 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>24.6%以上</u>とする 	<ol style="list-style-type: none"> 対前年度以上 18.5%以上 22.1%以上 	<ol style="list-style-type: none"> 16,217 人 15.2% 29.3%
④重症化予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 血糖、血圧、脂質の未治療者において健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする ※）胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く 	・ 対前年度以上	・ 32.9%
⑤コラボヘルスの推進	<ul style="list-style-type: none"> 健康宣言事業所数を <u>3,590 事業所（※）以上</u>とする ※）標準化された健康宣言の事業所数 	・ 3,520 事業所以上	・ 3,394 事業所 (標準化されていない健康宣言事業所含む)
III) 医療費適正化 ①保健事業の一層の推進	<ul style="list-style-type: none"> ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を、年度末時点で対前年度以上とする ※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする 	・ 対前年度以上	・ 89.9% (R7.3 月診療分)
IV) 広報活動や 「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	<ol style="list-style-type: none"> SNS (LINE 公式アカウント) を運用し、毎月 <u>2回以上</u> 情報発信を行う 全被保険者に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者の割合を <u>44.1%以上</u> とともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を対前年度以上とする 	<ol style="list-style-type: none"> 毎月情報発信 44.0%以上、対前年度以上 	<ol style="list-style-type: none"> – (令和7年度より設定) 43.7%、8,909 事業所

保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

具体的施策	令和8年度 KPI	(令和7年度 KPI)	令和6年度実績
II) 内部統制等 ①費用対効果を踏まえた コスト削減等	・ 一般競争入札に占める一括応札案件の割合について、15%以下とする	・ 15%以下	・ 0%

令和8年度 北海道支部広報計画(案)

1. 当該年度の広報に関する取組方針及び主に取り組む事項

- 令和8年度の支部広報計画においては、令和8年度本部広報計画を踏まえ、以下4点を取組方針として定めるとともに、その達成に向けて主に以下の事項に取り組む。
- また、上記取組方針の達成、さらには支部個別の課題解決を図るため、支部独自で重点広報（詳細は以下3. 重点広報のとおり）を設定し、データ分析結果を踏まえてターゲッティングしながら効果的に広報活動を行う。

I. 協会及び協会の事業に関する認知度の向上

- ・ 全支部共通の最重点広報（詳細は以下2のとおり）について積極的な取り組みを進める。支部では、健診受診率及び特定保健指導実施率について特に課題があることから、加入者及び事業主の行動変容（健診受診等）に応じて、保険料率が引き下がる仕組み（インセンティブ制度）があること等について、様々な機会や広報媒体を活用し特段の周知を図る。

II. 加入者・事業主への共感が広がる環境づくり

- ・ 新たなコミュニケーションロゴやタグラインを活用し、健康保険制度の意義と、健康保険制度を未来につなげていくため協会が果たしている役割への共感が広がる環境づくりに向けた広報に取り組む。

III. 広報チャンネルの強化

- ・ 既存の広報チャンネルであるメールマガジン、LINE、納入告知書同封チラシ、健康保険委員向け広報紙、健康事業所宣言事業所向け広報紙を活用した各種広報を着実に実施するとともに、加入者及び事業主のご意見を踏まえ、適宜改善に努める。また、登録者数の拡大に向けた取り組みについても着実に進めることとし、特に加入者数に比して登録者数が低調なLINEの周知広報に注力する。

IV. 広報担当者の育成

- ・ 広報の単調化及び硬直化を防ぐため、外部専門機関等との意見交換や広報トレンド等に関する情報収集を図るとともに、定期的な支部広報戦略会議の開催等を通じて、組織（支部）として広報担当者の育成に取り組む。

2. 最重点広報（全支部共通）

広報テーマ	実施概要	メインターゲット	主な広報媒体	実施時期
① 令和9年度保険料率改定 (インセンティブ制度の周知を含む)	・令和9年度都道府県単位保険料率及び保険料率設定の仕組み、インセンティブ制度（健康づくり及び医療費適正化につながる取組）、こども・子育て支援金制度について周知する。	被保険者・事業主	納入告知書同封チラシ・LINE・メールマガジン・新聞広告・健康保険委員広報誌・関係団体広報誌	令和9年2～3月
② 健診体系の見直し (現役世代への健診事業の拡充)	・令和9年度より実施する被扶養者の健診体系の見直しについて周知する。 ・被扶養者の健診実施率の改善に向けて、実施率の現状と合わせてニュースリリースを実施する。	加入者(被扶養者)・事業主	納入告知書チラシ・LINE・メールマガジン・新聞広告・健康保険委員広報誌・関係団体広報誌	令和9年1～3月
③ 健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり	・加入者・事業主が協会や協会の役割に関心を持ち、共感し、協会の事業に協力いただける関係を構築するため、協会の役割や提供価値を周知する。	加入者・事業主	納入告知書同封チラシ・LINE・メールマガジン・新聞広告・その他地域実情を踏まえた広報媒体	令和8年7月～
④ 電子申請・けんぽアプリの利用促進	・電子申請の開始やメリット、利用方法等を継続的に広く周知する。 ・けんぽアプリを経由した電子申請が可能になることから、電子申請の利用の際にけんぽアプリのダウンロードを推奨するよう周知する。	加入者・事業主・担当者・健康保険委員・社会保険労務士	納入告知書同封チラシ・LINE・メールマガジン・健康保険委員広報誌・関係団体広報誌・研修会	通年

3. 重点広報

広報テーマ	実施概要	メインターゲット	主な広報媒体	実施時期
医療費適正化	<p>《ターゲットを絞った「ジェネリック医薬品」及び「時間外受診」に関する複合的な広報》</p> <p>北海道支部における課題（①ジェネリック医薬品使用割合（金額ベース）は全国平均並み、②時間外等受診の割合は道内一部地域（大都市）で全国平均以上）の解決に向けて、ターゲット層をそれぞれ明確化した上で、広報物を直接対象者に送付するとともに、ターゲット層を踏まえ選定した SNS 等広告を活用した広報を複合的に実施する。</p>	加入者（若年層）	リーフレット（DM）・SNS 等広告・支部広報媒体	令和9年 1～3月
医療費適正化	<p>《「上手な医療のかかり方」等に関する SNS を活用した広報》</p> <p>北海道支部は1人当たり医療費の高い支部であり、長期的なヘルスリテラシー醸成等が期待できる保健事業と、短期的にアウトカムが獲得できる医療費適正化対策を両輪で推進していく必要がある。</p> <p>加入者へ直接訴求できる SNS 等広告を活用し、「上手な医療のかかり方」に関する情報を周知啓発する。併せて北海道支部加入者の健康課題の解決に向けた「健康づくり」に関する情報を加え、広く加入者の健康保持・増進を図る。</p>	加入者（若年層）	SNS 等広告・支部広報媒体	令和8年 7～12月
医療費適正化	<p>《OTC 類似薬の処方を受けている方を対象とした広報》</p> <p>北海道支部は1人当たり医療費の高い支部であり、短期的な医療費適正化効果の見込める事業として、支部評議会でも意見が出たところ。本事業は OTC 類似薬の処方を受けている加入者に対し、「OTC 医薬品の購入という選択があること」等を記載した個別通知を送付。通知実施後の OTC 類似薬処方状況を個別に追跡し事業評価を行う。</p>	加入者	個別通知（DM）・支部広報媒体	令和9年 2～3月
コラボヘルス	<p>《健康事業所宣言の普及促進に向けた広報》</p> <p>北海道支部の「健診受診率、特定保健指導実施率、要治療者の医療機関受診率」は全国平均よりも低く、課題解決には基本モデルに沿った宣言事業所を更なる拡大が必要である。</p> <p>拡大に向けて、健康事業所宣言の概要やメリットを記載したパンフレットを作成し、関係機関（自治体、経済団体等）との連名による宣言勧奨を行う。併せて連携協定済団体への連携等、効果向上を図りながら、機会をとらえた広報を確実に実施する。</p>	事業主	パンフレット（DM）・支部広報媒体・関係団体広報誌・研修会等	令和8年 7月
LINE の利用促進	<p>《LINE 友だち登録者数の増に向けた広報》</p> <p>令和6年度から開始した支部公式 LINE について、友だち登録者数は約2,500人まで増加しているものの、加入者規模（約160万人）や他の大規模支部と比して少ない。</p> <p>友だち登録者数拡大に向けて、支部の全ての定期広報において引き続き効果向上を図るほか、あらゆる機会（研修会等）を確実に活用し周知広報を実施する。</p>	加入者	支部広報媒体・研修会等	通年